

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令【概要】

義務教育学校の創設等に関し、下記のとおり教育職員免許法施行規則等を改正する。

1. 義務教育学校の創設に関する改正

(1) 教職経験に応じた免許状取得必要単位数の軽減

教育職員免許法別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位を修得したものとみなすこととする。

- 教職経験1年毎に3単位を修得したものとみなす（最低修得単位数の半数を限度とする）。
- 授与を受ける免許状に関する教職経験とは、授与を受ける免許状に関する学校（例えば、中学校の教諭の免許状の取得の場合、中学校、義務教育学校、中高一貫型高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学校部等）における教職経験とする。
- 削減後の具体的な修得方法については、半数まで削減した場合の修得方法を規定した上で、それ以外の場合の修得方法については、都道府県の教育委員会規則で定めることとする。

【教育職員免許法施行規則目次、第18条の2、第18条の4、第18条の5、第66条】

(2) 中学校又は高等学校の教諭の免許状所有者による小学校等の指導範囲の拡大

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校において担任できる範囲（現在は教科指導に限定）として、道徳及び特別活動を加える。この場合、任命権者又は雇用者は、当該教員に必要な研修を実施するよう努めなければならないこととする。【教育職員免許法施行規則第66条の3】

(3) 義務教育学校の創設に伴う規定の整備

義務教育学校の創設に対応し、必要な規定の整備を行う。

【教育職員免許法施行規則第6条、第7条、第65条の4、第65条の7、第68条、第69条、第69条の3、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第3条、免許状更新講習規則第9条】

2. 高等学校等専攻科からの大学の編入学に関する改正

(1) 大学の判断により教科に関する科目として単位認定ができる課程の拡大

教職課程を有する大学が適当であると認めた場合に、免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目の単位とができる科目を修得することが可能な課程として、高等学校の専攻科（修業年限が2年以上の課程に限る。）等を追加して定めるとともに、大学が適当と認めることができる単位数の限度等を定めることとする。【教育職員免許法施行規則第26条、第66条の7】

3. 免許法認定通信教育の実施主体の拡大等に関する改正

(1) 免許法認定通信教育の実施主体の拡大

これまで大学にしか認められていなかった免許法認定通信教育について、（独）国立特別支援教育総合研究所にも開設を認めることとする。【教育職員免許法施行規則第46条】

(2) 免許法認定通信教育に関する必要な規定の整備

免許法認定通信教育に関して、その質の向上等のために必要な規定の整備（適切な水準の確保の努力義務、講師の要件、文部科学大臣への報告の義務等）を行う。

【教育職員免許法施行規則第28条、第37条、第39条、第41条、第42条、第46条、第46条の2、第48条、第49条、第49条の2、第53条、附則第22項】

4. その他の改正

(1) 特別免許状の授与に当たって、授与権者が意見を聴く者の弾力化

特別免許状の授与に当たって授与権者が意見を聴く者について、これまで大学の学長・学部長、学校の校長等に限定されていたが、これらに準ずる者であってもよいこととするなどの弾力化を行うこととする。

【教育職員免許法施行規則第65条の4】

(2) 免許状更新講習の選択必修領域の追加

免許状更新講習の選択必修領域に、「教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組」及び「学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善」を加えることとする。

【免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第29号）】

(3) 国家戦略特別区域限定保育士の創設に伴う規定の整備

国家戦略特別区域限定保育士の創設に対応し、必要な規定の整備を行う。

【教育職員免許法施行規則附則第7項、第8項、免許状更新講習規則第9条】

(4) その他

その他所要の改正を行う。

【教育職員免許法施行規則第6条、第65条の10、第66条の3、免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第29号）】